

第 19 号議案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成26年12月国立市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第56条第8項」を「第56条第7項」に改め、同条第4項中「第56条第8項又は第9項」を「第56条第7項又は第8項」に改める。

別表備考第2項第6号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。